

民事訴訟の経過について（報告）

呉市が被告となっている訴訟の判決言渡しが平成28年2月2日に広島地方裁判所呉支部において行われ、原告の請求は、棄却されました。

1 事件の概要

原告は、苗代工業団地（2期）造成工事（以下「本件工事」といいます。）の工事請負契約（請負代金額5億1,765万円。以下「本件契約」といいます。）を呉市との間で締結しましたが、前払金の請求ができなかったことを理由に本件工事の施工を大幅に遅延し、かつ、呉市による再三の適正施工の催告にもかかわらず遅延状況の是正が見られなかったことから、呉市は、もはや原告による本件工事の完成の見込みはないと判断し、平成21年6月3日付けで本件契約を解除しました。

これに対し原告は、本件契約の解除は、呉市と官製談合をした訴外会社に本件工事の残工事を受注させるために行われたものであり、当該解除は信義則違反の解除として違法であることから、呉市は民法第415条の債務不履行責任を負うと主張し、呉市に対し、原告が被った損害の内金として、呉市に支払った本件契約に係る契約保証金の額に相当する5,176万5,000円及び当該遅延損害金の支払を求め、提訴し、7回の期日を経て、判決の言渡しが行われました。

- (1) 事件番号等 平成27年（ワ）第20号損害賠償請求事件
- (2) 管轄裁判所 広島地方裁判所呉支部
- (3) 提訴年月日 平成27年1月28日（訴状受理年月日 同年2月11日）
- (4) 原告 桜美建設株式会社（呉市西中央3丁目8番15号）
- (5) 訴 額 5,176万5,000円

2 判決主文

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

3 判決の要旨

原告が主張する本件工事に関する官製談合及びこれに起因して工事遅延を理由とする契約解除に追い込まれたという事実についての証拠はなく、また、これを立証できる見込みもない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がない。

4 今後の対応

- (1) 原告が判決書の送達を受けた日の翌日から起算して14日以内に原告が控訴しない場合は、呉市の勝訴が確定します。
- (2) 原告がこの判決を不服として控訴した場合は、これに応訴する予定です。